

策定にあたって

過疎化や少子高齢化等に伴う担い手不足により、文化財の滅失や散逸の危機に直面していることを背景に、文化財保護法が改正され、都道府県が「文化財保存活用大綱」を策定して、域内の文化財の保存と活用の基本的な方向性を示す制度が新設されました。

国の動き

平成29年12月 / 文化審議会の答申

これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含め、地域社会総がかりで、文化財の継承に取り組む必要がある。

平成31年4月 / 文化財保護法の一部を改正する法律の施行

地域における文化財の計画的な保存と活用の推進や、地方文化財保護行政の推進力を強化する。



山形県文化財保存活用大綱とは

文化財保護法第183条の2第1項に基づき、本県の文化財の保存と活用に関する方向性を示し、市町村や関係機関・団体と連携して各種取組みを進めることを目的として策定しました。

策定にあたっては、「第4次山形県総合発展計画」をはじめ県の諸計画との一体性及び整合性を図ったほか、国連が定める「持続可能な開発目標(SDGs)」に配慮しています。

● 大綱の進行管理

中長期的視点に立って、毎年度評価・検証します。

● 大綱の見直し

県総合発展計画の改訂に合わせて5年ごとに見直します。

● 大綱で対象とする文化財

指定等の有無にかかわらず、以下のものを広く対象とします。

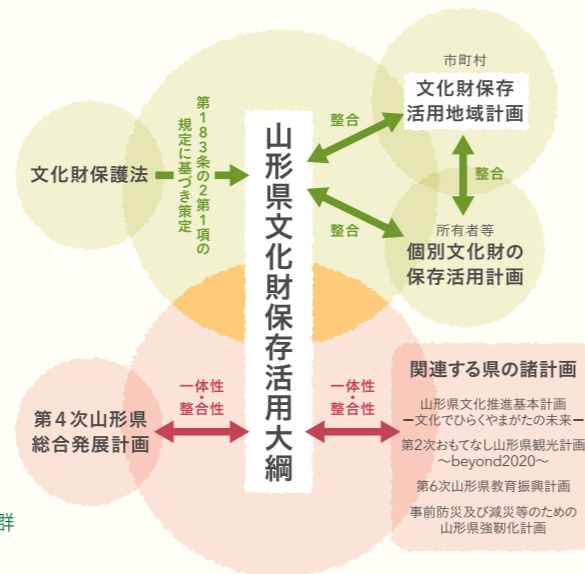
◆ 文化財保護法第2条で規定されている6つの種別

…有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群

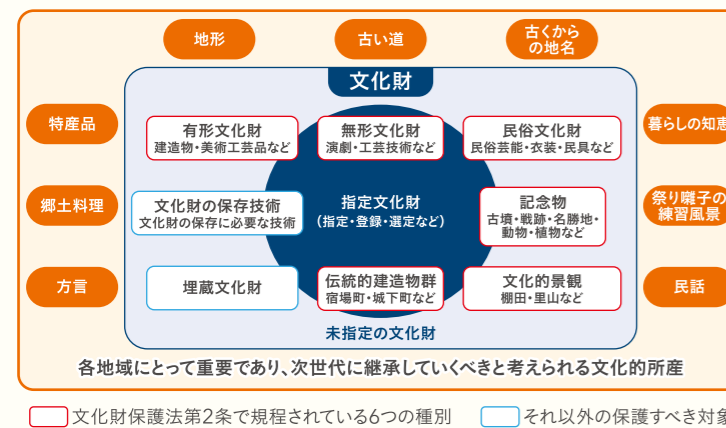
◆ 上記以外のもの…埋蔵文化財、文化財の保存技術

このほか、現在は必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても、広く対象とします。

※文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」に基づいて定めています。



● 対象とする文化財等の範囲 ●



● 文化財保護の体系 ●

いずれも、文部科学大臣や知事等がそれぞれ法または条例に基づき、有識者からなる諮問機関に諮問し、諮問機関において調査・審議が行われ、答申を受けて文部科学大臣や知事等が行うものです。

指定	有形文化財等について、管理・保存・公開等に関して許可が必要など、法や条例による一定の制限のもと厳格に保護します。一方で、保存修理等に対する補助によって手厚い保護が図られます。
選定	文化的景観や伝統的建造物群について、当該地方公共団体による申出を受けた上で選定し、保護を図ります。また、文化財の保存のために欠くことのできない技術・技能のうち、保存の必要があるものを、保存技術として保護します。
認定	無形文化財の指定や保存技術の選定に当たって、その技術・技能の保持者や団体を定めるものです。
選択	無形文化財及び無形民俗文化財のうち特に必要なものについて、記録を作成し、保存・公開します。
登録	指定等の保護制度を補うものとして、地域の文化財を登録し、広く保護するものです。届出制を基本とした緩やかな保護措置を講じます。

市町村による文化財保存活用地域計画の作成の推進

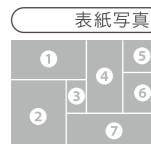
文化財が確実に継承されるためには、それぞれの市町村による地域や所有者等の実態に則したきめ細かい取組みが必要のため、市町村による文化財保存活用地域計画の作成が望まれます。

大綱の全文は県ホームページに掲載しています→

山形県文化財保存活用大綱

山形県内の国・県指定文化財を

山形の宝検索navi



表紙写真

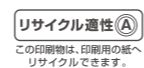
①旧山形県庁舎(県郷土館「文翔館」) / ②寒河江八幡宮の作試し流籠馬 / ③県の花べにばな / ④西ノ前遺跡出土土偶(縄文の女神) / ⑤平枝番楽 / ⑥安久津八幡宮での茅葺ワークショップ / ⑦大江町「日本一公園」から望む最上川 / ⑧東根の大ケヤキ / ⑨城輪柵跡 / ⑩黒塚のまちなみ保存活用協議会による紅花畑木道補修 / ⑪県の獣カモシカ

令和3年度文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)

山形県文化財保存活用大綱 概要版

編集：山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財活用課
〒990-8570 山形市松波 2-8-1

発行：令和4年3月



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

未来へつなごう 山形県の文化財

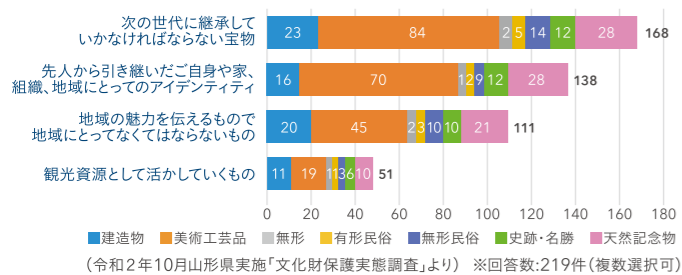


山形県文化財保存活用大綱 概要版

なぜ文化財を守るのか（文化財保護の必要性）

山形県に伝えられてきた数多くの文化財は、先人の暮らしや営み、風習、信仰、自然などの中で生み出され、大切に守り継がれてきた「山形らしさの源」であり、未来に確実に継承していく必要があります。

あなたにとって文化財とはどのようなものですか？ 所有者の回答



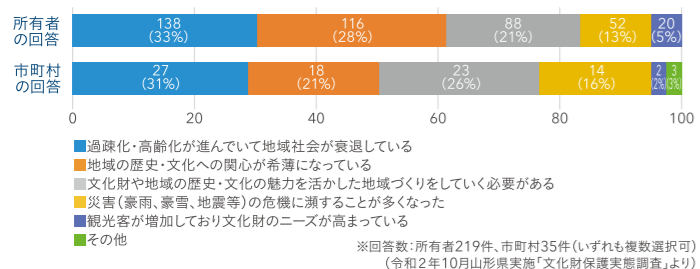
文化財を取り巻く現状

環境の変化

様々な社会状況の変化によって、文化財を取り巻く環境も変化しています。

- ① 人口減少と少子高齢化の進行
- ② 人々のライフスタイルや価値観の変化
- ③ 自然災害の増加と防災意識の高まり
- ④ 持続可能な開発目標(SDGs)の推進
- ⑤ デジタル化による地域を超えた連携
- ⑥ 観光立国・観光立県の展開
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症等への対応

文化財を取り巻く現状はどのように変化していますか？



様々な課題

文化財の継承に当たっては、様々な課題があります。

- ① 文化財を継承する基盤に関する課題
 - 少子高齢化等により継承の担い手が減少している。
 - 課題を抱え込み孤立している所有者等がある。
 - 修理等の資金が確保できない所有者等がある。
- ② 文化財の保存に関する課題
 - 域内の文化財が十分に把握されていない。
 - 指定された文化財に地域や種別の偏りが生じている。
 - 維持管理に負担を感じる所有者等がある。
 - 適切な環境で保存されていない文化財がある。
 - 適切な周期で修理等が行われない文化財がある。
 - 修理に要する原材料や職人等の確保が困難な文化財がある。
 - 史跡・名勝の整備は長期にわたり財政的な負担を伴う場合が多い。
 - 新たな感染症の影響で伝承が困難な無形文化財等がある。
- ③ 文化財の活用に関する課題
 - 文化財に触れる機会、文化財を知る機会が不足している。
 - 防災対策等が進まないため活用が困難な文化財がある。
 - 地域づくりや観光振興分野との連携が不足している。
- ④ 文化財の防災に関する課題
 - 防災・消火設備の設置や耐震対策が実施されていない建造物がある。
 - 関係者間のネットワークが構築されていない。

全体理念

文化財は未来に伝える地域の宝

～保存と活用の好循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～

全体理念を支える2つの視点

地域全体での継承の視点

- 文化財は地域のつながりの中に存在しているため、地域住民が「わたしたちの文化財」として捉え、主体的に継承活動に参画することが大切です。
- 子どもたちが積極的に継承活動に参加することで、文化財への理解が深まり、郷土愛の醸成につながるよう努めます。

関係者による連携の視点

- 所有者だけでなく、県、市町村、大学等研究機関、修理技術者、地域住民等の関係者が日常的に連携し、文化財の継承活動に取り組むことが大切です。
- 文化財分野だけでなく、観光や産業、地域づくりなど様々な分野と積極的に連携することで、新たな価値や効果を生み出すことに努めます。

県民一人ひとりが地域の文化財の価値と魅力を深く理解し、継承活動に主体的に取り組むことや、様々な活用を行うことで地域づくり等に役立て、文化財の保存に還元していく「保存と活用の好循環」を構築することにより、文化財を確実に次世代へ継承することを目指します。

基本方針 1

みんなで文化財を守り伝えるための基盤の強化

少子高齢化や人口減少が進行する中、文化財を確実に継承するため、担い手育成や情報共有体制、資金確保などの継承の基盤を強化していきます。

- ① 担い手の育成
- ② 地域住民や関係者間の情報の共有
- ③ 社会全体で応援する資金確保



中学生と保存会による敷石道保全活動の様子(小国町/黒沢峠)

基本方針 2

文化財の確実な保存の推進

調査や指定、日常の維持管理、修理などの文化財の保存に関する一連の取り組みは、次世代への継承の根幹であり、確実に取り組みを進めていきます。

- ① 文化財の総合的な把握と個別の文化財調査の促進
- ② 調査・研究に基づく指定
- ③ 適切な維持管理
- ④ 定期的な状態の把握
- ⑤ 地域住民との協働等による維持管理
- ⑥ 適切な周期での修理
- ⑦ 修理等に要する原材料及び職人等の確保
- ⑧ 計画的な保存整備等
- ⑨ 人から人への確実な伝承



仏像の損傷調査の様子(新庄市/接引寺)

基本方針 3

文化財の効果的な活用の促進

様々な活用に関する取組みを効果的に実施し、県民一人ひとりが文化財の価値と魅力をより深く理解するとともに、地域づくりや観光振興へつなげていきます。

- ① 地域に残る文化財への理解・認識の促進
- ② 適切な活用
- ③ 文化財の活用による人々の交流
- ④ 文化財を活用した地域づくりや観光振興



蔵座敷で紅花文化を語り合う様子(河北町/旧安部家住宅)

基本方針 4

災害への対応力の強化

平時から関係者間の連携を図るなど、文化財の防災対策を講ずることで、頻発する自然災害等への対応力を強化していきます。

- ① 文化財防災の必要性の周知
- ② 平時からの取組み
- ③ ハード面の整備
- ④ 文化財防災に係る連携体制の構築



防火訓練の様子(庄内町/余目八幡神社)

基本方針

各主体の役割の明確化と連携による推進体制の充実

文化財の保存と活用の推進にあたっては、各主体が連携して取り組みます。

県	文化財の保存と活用について広域的なマネジメントを担う。
市町村	文化財の保存と活用の取組みを進める最前線を担う。
文化財の所有者等	行政や地域住民等と協力して文化財を確実に継承する。
関係機関・団体	各立場から文化財の継承に積極的な役割を果たす。
県民	文化財への理解・関心を深め、主体的に継承活動に参画する。

県の取組方針

文化財の保存と活用に係る施策の推進にあたって、県は以下に留意して取り組みます。

1 施策マネジメント力の強化	2 専門性の確保	3 関係部局との連携強化
4 県所有の文化財の適切な保存と活用	5 関係機関・団体との連携強化	6 市町村に対する支援の充実

推進体制